

税金は納期限までに納めましょう

町民の皆さんに納めていただいている税金は、教育・福祉などのサービス、道路・水路や公共施設の維持管理など、よりよいまちづくりのために活用される貴重な財源です。納期を守って納付している皆さんとの公平性を保ち、町税の徴収を適正に確保するためにも、町では法に従い、厳格な滞納整理を行っています。毎年11月と12月は滞納整理強化月間として、静岡県、県内各市町、滞納整理機構が連携して税の徴収の強化に取り組んでいます。



●住宅ローンなど借入の返済は納税できない理由になりません

法律により、税金はすべての債務（借金など）より優先すると定められています。住宅、車、カードなどのローンがあるから納税できないというのは納税できない理由として認められません。

●滞納すると延滞金が発生します

納期限までに税金が完納されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金を加算して納付することになります。

延滞金の割合は、年8.9%（納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間は2.6%※令和2年）です。

●滞納税が累積して高額になると

滞納税が累積して高額になったり、悪質な場合など徴収が困難な案件は、滞納整理の専門機関である静岡地方税滞納整理機構へ移管します。財産調査や滞納処分を迅速、確実に行います。

●静岡地方税滞納整理機構

静岡地方税滞納整理機構は、県と市、町から派遣された職員が、県・市・町から移管された徴収困難な滞納税を、差し押さえや公売といった滞納処分を行うことにより徴収する機関です。

STOP 滞納!!

11・12月は県下一斉滞納整理強化月間

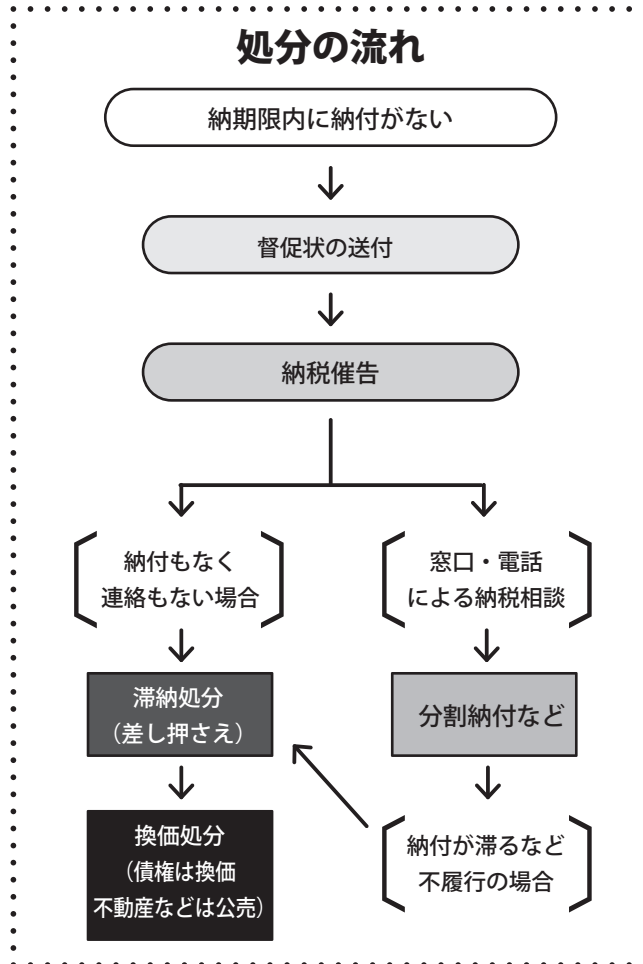
問合せ/税務課 (979-8107)

●税金を納めずにいると

◆差し押さえなどの強制処分を受けます。納期限までに納付いただけない場合は、督促状を送付します。督促状を送付して、なお納付いただけない場合は催告書などで催告を行います。それでも納付いただけない場合は、法に基づき預貯金口座、生命保険の契約内容、勤務先の給料、自営業の人は取引先などへの調査を行い不動産や動産（自動車、貴金属、電化製品など）、債権（給与、預貯金、生命保険など）を差し押さえます。差し押さえは法律に基づく自力執行権により裁判所を介さず町の判断で実施する強制処分です。

▼年度別差し押さえ件数実績（単位：件）

| 年度 | 不動産 | 動産 | 債権 | 合計 | 月平均 |
|-----|-----|----|-----|-----|-----|
| H30 | 2 | 2 | 435 | 439 | 36 |
| R01 | 0 | 0 | 438 | 438 | 36 |



まずはご連絡ください 納税相談を 実施しています

納期限内での納付が困難な特別な事情（失業、事業廃止など）がある場合は、そのまま放置せずに税務課へご相談ください。月曜日～金曜日は8時30分～17時15分、水曜日は事前にご連絡いただければ、19時まで相談を受けることができます。

休日にも納税相談会を実施いたします。平日に、納税相談が困難な人はぜひご利用ください。



休日納税相談会

日時：12月13日（日）8時30分～12時30分

場所：役場1階税務課窓口

新型コロナウイルス感染症の影響で納付が困難な人は ご相談ください

令和3年2月1日までの間に納期限の到来する町税は、納期限までに町へ申請することにより、納期限から最大1年間、町税の徴収の猶予を受けることができます。※本制度は町税自体を減額するものではありません。

対象者/次の①、②を満たす納税者（個人、法人）

- ①新型コロナウイルスの影響により、2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業などに係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している。
- ②納期限までに納付、または納入を行うことが困難であること。

申込み/納期限までに徴収猶予特例制度申請書に必要事項を記入し、収入売上帳、現金出納帳、給与明細書や現在の預金の状況が分かる資料（コピーなど）などと一緒に税務課窓口へ提出または、郵送で提出してください。申請書は税務課窓口で配布するほか、ホームページからもダウンロードできます。